

官報

大蔵省印刷局発行

目次

〔政 令〕

○法務省組織令の一部を改正する政令

(一七)

○大蔵省組織令の一部を改正する政令

(一八)

○家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(一九)

〔府 令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令(総理四)

〔省 令〕

○大蔵省組織規程及び国税不服審判所組織規程の一部を改正する省令

(大蔵一)

○郵便振替規則の一部を改正する省令

(郵政三)

〔規 則〕

○運転免許取得者教育の認定に関する規則(国家公安委四)

〔告 示〕

○運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第一号ロの規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを定める件(国家公安委五)

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務庁一、二)

○戸籍法第一百七条の二第一項の規定による指定に関する件(法務三七、三八)

○日本国に帰化を許可する件(同三九、四〇)

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があつた件(農林水産八五)

○家庭用品品質表示法第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する件(通産四一)

○情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録に関する件(郵政三二)

○郵便振替小切手払の取扱郵便局の件(同三七)

○道路に関する件(建設一四〇、一四一)

○都市計画に関する件(同一四二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 総理府 国家公安委員会 警察庁 防衛庁 科学技術庁 外務省 大蔵省 資源エネルギー庁 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

庁舎移転(国税庁、国税不服審判所) 第一種大規模小売店舗に関する公示(通商産業省)

国家試験

平成十二年度司法試験第二次試験の施行(司法試験管理委員会)

公聴会

第一種大規模小売店舗における小売業に関する公示(大規模小売店舗審議会)

〔資 料〕

機械受注統計調査報告(平成十一年十一月)(実績)(経済企画庁)

〔公 告〕

官庁 諸事項

財団、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の二の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法施行令に基づく債権の申出、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、禁治産、公示催告、失踪、破産、免責関係
特殊法人等
弁理士登録関係
地方公共団体

会社その他

違法駐車車両保管、行旅死亡人関係
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇法務省組織令の一部を改正する政令(政令第一七号)(法務省)
1 東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会の位置を東京都から大宮市に変更することとした。(別表第三及び第四関係)
2 この政令は、別表第三の改正規定は平成十二年二月七日から、別表第四の改正規定は同年三月一日から施行することとした。

◇大蔵省組織令の一部を改正する政令(政令第一八号)(大蔵省)
1 関東財務局の位置を東京都から与野市に変更することとした。(第一〇二条関係)
2 関東信越国税局の位置を東京都から与野市に変更することとした。(第一四二条関係)
3 関東財務局補和財務事務所に代えて、関東財務局東京財務事務所を置くこととした。(別表関係)

4 この政令は、平成十二年二月一六日から施行することとした。ただし、第一四二条の改正規定は、平成十二年三月二七日から施行することとした。

◇家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(政令第一九号)(通商産業省)
1 家庭における普及の状況等から、品質に関する表示の必要性があると考えられる浄水器を家庭用品に追加することとした。
2 この政令は、平成十四年四月一日から施行することとした。

政令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年一月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第十七号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)第九條第二項及び第十條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令(昭和二十七年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。
別表第三東京矯正管区の項位置の欄及び別表第四関東地方更生保護委員会の項中「東京都」を「大宮市」に改める。

附則

この政令中別表第三の改正規定は平成十二年二月七日から、別表第四の改正規定は同年三月一日から施行する。

法務大臣 白井日出男
内閣総理大臣 小淵 恵三

大蔵省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年一月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第十八号

大蔵省組織令の一部を改正する政令

内閣は、大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第二十七條第三項、第二十九條第三項及び第三十七條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

大蔵省組織令(昭和二十七年政令第三百八十六号)の一部を次のように改正する。
第百二條の表関東財務局の項位置の欄中「東京都」を「与野市」に改め、同項管轄区域の欄中「東京都 神奈川県 埼玉県」を「埼玉県 東京都 神奈川県」に改める。
第百四十二條の表関東信託局の項中「東京都」を「与野市」に改める。

別表中

横浜財務事務所	横浜市	神奈川県
浦和財務事務所	浦和市	埼玉県
東京財務事務所	東京都	東京都
横浜財務事務所	横浜市	神奈川県

附則

この政令は、平成十二年二月十六日から施行する。ただし、第百四十二條の改正規定は、平成十二年三月二十七日から施行する。

大蔵大臣 宮澤 喜一
内閣総理大臣 小淵 恵三

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年一月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第十九号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百号)第二條第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。
別表第四号に次のように加える。

(三十七) 浄水器(飲用に供する水を得るためのものであって、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限り)。

附則

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

通商産業大臣 深谷 隆司
内閣総理大臣 小淵 恵三

府令

〇総理府令第四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五百五号)第九十八條第五項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。
平成十二年一月二十六日
内閣総理大臣 小淵 恵三

道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令
目次中「第三十八條の五」を「第三十八條の四」に改める。
第八章の二中第三十八條の五の前に次の一條を加える。

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十八條の五」を「第三十八條の四」に改める。
第八章の二中第三十八條の五の前に次の一條を加える。

(運転免許取得者教育に係る報告等)
第三十八條の四の公安委員会は、法第八十八條の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者に対し、次に掲げる事項に関する、定期的に報告書の提出を求めることができる。

一 当該運転免許取得者教育の課程において指導を行う者に関する事項
二 当該運転免許取得者教育の課程に関する事項として国家公安委員会規則で定めるもの
2 公安委員会は、法第八十八條の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者に対し、前項に規定する報告書によるものほか、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

附則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十号)の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

省令

〇大蔵省令第一号

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第二十八條第四項及び第二十九條第四項、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十八條第五項並びに大蔵省組織令(昭和二十七年政令第三百八十六号)第三條第三項の規定に基づき、並びに大蔵省設置法及び同令を実施するため、大蔵省組織規程及び国税不服審判所組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年一月二十六日
大蔵大臣 宮澤 喜一

大蔵省組織規程及び国税不服審判所組織規程の一部を改正する省令

(大蔵省組織規程の一部改正)
第一條 大蔵省組織規程(昭和二十四年大蔵省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
第六十四條の三第一項中「三百一人」を「二百八十三人」に改める。
第六十五條第一項の表関東財務局の項中「直轄財産第三課 直轄財産第四課 直轄財産第五課」を削る。
第六十六條の二第五項中「七十人」を「六十六人」に改める。
第六十七條の二第二号中「筑波移転地財産及び国の行政機関移転地財産」を「及び筑波移転地財産」に改める。
第六十七條の三の見出し及び同条第二項中「直轄財産第三課 直轄財産第四課及び直轄財産第五課」を「及び直轄財産第三課」に改める。
第六十八條の二第一項中「二百十五人」を「八十九人」に、同条第二項中「六十七人」を「六十四人」に改める。

M.F. 5002 D 7
 M.F. 1800
 M.F. 1900
 ジョントナイア R E 55811
 99061
 99062
 99063
 99064 ヤンパー工業株式会社

検査成績の概況
 検査成績の概況については、農林水産省畜産園芸局肥料検査課及び地方農政局、沖縄県農林事務所、総合事務所、都道府県庁並びに生物系特定産業技術研究推進機構において調査に供する。

○通商産業省告示第四十一号
 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十二号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。
 平成十二年一月二十六日
 通商産業大臣 深谷 隆司

別表第一に次のように加える。

一	材料の種類
二	ろ材の種類
三	ろ過流量
四	使用可能な最小動水圧
五	浄水能力
六	ろ材の取換時期の目安
七	使用上の注意

別表第二に次のように加える。
 三十 浄水器

(一) 材料の種類を表示に際しては、浄水器本体、ホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称をそれぞれ適正に表示することとし、特にその材料が合成樹脂であるときは合成樹脂加工品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十一号）第二条第一号の規定に準じて表示すること。なお、めっき、塗装等を実施してあるものについては、材料の名称を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記することができ

(二) ろ材の種類については、主たる浄水作用に係るろ材又は媒体（ろ過、吸着又は化学作用により水質に係る物質の除去又は減少の目的で使用される材料をいう。ただし、ろ材の流出防止等の目的で

使用されるものを除く。以下同じ。）の種類を適正に表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げるろ材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げるろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、ろ材の種類を示す用語の次に括弧書きでろ材の材料の種類を示す用語を付記することができる。また、材料として繊維を使用したものにあつては、繊維製品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第五百五十八号）第六条第一項の規定に準じて表示すること。なお、二種類以上のろ材を使用している場合には、それぞれろ材ごとにそのろ材の種類を示す用語を用いて表示すること。

ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語
活性炭繊維、粒状活性炭、粉状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭
織布	織布
不織布	不織布
多孔質平膜	多孔質平膜
多孔質中空繊維膜	中空系膜
逆浸透膜	逆浸透膜

(三) ろ過流量の表示に際しては、日本工業規格 S 3310-1（家庭用浄水器試験方法）の六・一に定めるろ過流量試験の測定方法により得た数値をリットル単位で表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、その流量を表す数値のマイナスイナスパーセントとすること。
 (四) 使用可能な最小動水圧の表示に際しては、次のイ及びロに掲げることによることとし、その動水圧をメガパスカル

単位又はキロパスカル単位で表示すること（百分式のものを除く）。この場合における誤差の許容範囲は、その動水圧を表す数値のマイナスイナスパーセントとすること。
 イ 圧力の測定は、日本工業規格 B 7505（ブルドン管圧力計）に規定する一・六級のブルドン管圧力計又はこれと同等以上の精度を有する圧力計を用いて測定すること。
 ロ 使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること（連続式のものに限る。）

(五) 浄水能力の表示に際しては、次のイからロに掲げることによること。この場合において、除去対象物質に対する除去性能及びろ過能力の試験方法が日本工業規格 S 3310-1（家庭用浄水器試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。
 イ 浄水能力は、除去対象物質の名称を示す用語に次に表示することとし、その用語の次に括弧書きでその総ろ過水量、除去率八十八パーセントである旨及び日本工業規格 S 3310-1（家庭用浄水器試験方法）に基づき測定した試験結果である旨を付記すること。この場合において、総ろ過水量はリットル単位で表示することとし、その場合の誤差の許容範囲はそのろ過能力を表す数値のマイナスイナスパーセントとする。

ロ 除去対象物質の名称については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる除去対象物質の種類を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

除去対象物質の区分	除去対象物質の種類を示す用語
遊離残留塩素	遊離残留塩素
濁り（水中浮遊微粒子等の濁りを発せさせる物質）	濁り

揮発性有機化合物	クロロホルム
	プロモジクロロメタン
	ジプロモクロロメタン
	プロモホルム
	テトラクロロエチレン
	トリクロロエチレン
	一・一・一トリクロロエタン
	総トリハロメタン
農薬	二クロロロシロリン酸
	ビスエチルアミン
	一・三・五トリアジン
かび臭	二メチルイソボルネオール
重金属	溶解性鉛

備考
 1 総トリハロメタンの用語を用いる場合については、日本工業規格 S 3310-1（家庭用浄水器試験方法）の六・二・三に規定する成分内容とする。
 2 除去対象物質の種類を示す用語のうち、二クロロロシロリン酸、一・三・五トリアジン及び二メチルイソボルネオールについては除去対象物質の種類を示す用語として通常使用している略称に代えることができる。
 ハ 総ろ過水量については、日本工業規格 S 3310-1（家庭用浄水器試験方法）の六・三の規定に係るろ過能力試験において当該除去対象物質の除去率が八十八パーセントに低下するまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、五十五の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十八パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。

(三) 総ろ過水量については、日本工業規格 S 3310-1（家庭用浄水器試験方法）の六・三の規定に係るろ過能力試験において当該除去対象物質の除去率が八十八パーセントに低下するまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、五十五の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十八パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。

(六) 素材の取換時期の目安については、適切な取換の期間について具体的にわかりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

(八) 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

(九) 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載し、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。

○建設省告示第百四十号 中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十二年一月二十六日 建設大臣 中山 正暉

豊田市荒井町寿田四五番一から同市荒井町鍛冶屋畑四番二まで

九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十二年一月二十六日 建設大臣 中山 正暉

○郵政省告示第三十六号 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程(昭和六十二年郵政省告示第七十四号)第十條第三項において準用する同規程第八條第一項の規定に基づき、平成十二年一月十四日付けをもつて次のとおり登録を更新したので、同規程第十條第三項において準用する同規程第八條第一項の規定に基づき告示する。

平成十二年一月二十六日 郵政大臣 前島英三郎

登録番号及び登録年 第一A一五号 昭和六十三年一月十四日

変更後の名称、住所 株式会社日立情報ネットワーク 東京都品川区南大井六丁目二十六番三号

取締役社長 小林 哲雄

○郵政省告示第三十七号 次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱を開始した。

平成十二年一月二十六日 郵政大臣 前島英三郎

東京部 日本橋兜町郵便局 平成十二年一月十四日

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 二百八号

変更前 敷地の幅員 延長

後別 敷地の幅員 延長

大牟田市船津町四四一番一から佐賀県佐賀郡諸富町大字諸富津字一本杉五二四二番一まで

後 BA 二〇・八〇〇〇〇〇

後 BA 二〇・七〇〇〇〇〇

後 BA 二〇・六〇〇〇〇〇

(三) 道路の種類 一般国道

(四) 路線名 二百八号

変更前 敷地の幅員 延長

後別 敷地の幅員 延長

大牟田市船津町四四一番一から佐賀県佐賀郡諸富町大字諸富津字一本杉五二四二番一まで

後 BA 二〇・八〇〇〇〇〇

後 BA 二〇・七〇〇〇〇〇

後 BA 二〇・六〇〇〇〇〇

国会事項

参議院 議案受領(予備審査) 一月二十四日衆議院から次の議案が送付された。

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案(冬柴鐵三外四名提出(衆第一号))

一月二十四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦外三名発議)

人事異動

内閣 参議院参事 中村 雄二

参議院参事に命ずる 国際部長を命ずる

参議院参事 貝田 泰雄

参議院参事に命ずる (事務次長) 参議院参事

国際部長事務取扱を解く(以上一月二十四日)

内閣 参議院参事 須永 和男

参議院参事に命ずる 内閣参事官(内閣官房内閣安全保障・危機管理室)に転任させる

内閣官房内閣安全保障・危機管理室 須永 和男

内閣参事官(内閣官房参事官)に併任する (同) 同 花田 吉隆

総理府参事官(大臣官房参事官)の併任を解除する(以上一月二十四日) 国家公安委員会 (茨城県警察本部長) 警視監 堀 貞行